

令和 8 年 9 月 1 日実施

空 調 夏 期 契 約

(ガス小売選択約款)

令和 8 年 9 月

上 田 ガ ス 株 式 会 社

上田市天神 4 丁目 29 番 3 号

目 次

1. 目的	1
2. この小売選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定及びお知らせ	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	3
9. その他	4

付則

1. この小売選択約款の実施期日	5
2. この小売選択約款の掲示	5
3. この小売選択約款の実施に伴う切り替え措置	5

(別表)

1. 適用区分	6
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
3. 料金表 1 (空調夏期契約 1 種)	7
4. 料金表 2 (空調夏期契約 2 種)	7

1. 目 的

このガス小売選択約款【空調夏期契約】（以下「この小売選択約款」といいます。）は、主に夏期にガス空調設備をご使用いただくお客様向けに、ガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件を定めたものです。

2. この小売選択約款の変更

- （1）当社は、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売選択約款によるものとし、（3）及び（4）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- （2）お客さまは、（1）に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- （3）この小売選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- （4）この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他ガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- （1）「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切捨て）。但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- （2）「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- （3）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの小売選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) この小売選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この小売選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（これを「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) お客さまは、新たにこの小売選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めさせていただきます。
- (4) 当社は、本契約の解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

6. 使用量の算定及びお知らせ

当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日（解約による検針日を含みます。）におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへお知らせいたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日以降の、当社が定める日（原則としてガス小売供給約款16（1）①の設定した区域における16（1）②の設定した検針日の最終日の翌日）の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの期間については、空調夏期契約1種には別表の料金表1を、空調夏期契約2種には別表の料金表2を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの期間については、ガス小売供給約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。
- (3) 料金は、口座振替又は払込みの方法により、毎月お支払いいただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.077 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.077 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

85,700円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表2(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 $\times$ 0.9530

+ トン当たりLPG(プロパン)平均価格 $\times$ 0.0585

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社及び営業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. この小売選択約款の実施期日

この小売選択約款は令和8年9月1日から実施いたします。

2. この小売選択約款の揭示

当社は、この小売選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この小売選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売選択約款を変更する旨、変更後のガス小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 適用区分

料金表 1 空調夏期契約 1 種に適用いたします。

料金表 2 空調夏期契約 2 種に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。に使用量を乗じて算定いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。
- (小数点以下の端数切捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

3. 料金表1 (空調夏期契約1種)

(1) 定額基本料金

1 か 月 に つ き	10,065.00円
-------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	354.73円
-------------	---------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	104.77円
-------------	---------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表2 (空調夏期契約2種)

(1) 定額基本料金

1 か 月 に つ き	1,760.00円
-------------	-----------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	354.73円
-------------	---------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 0 . 8 3 円
-------------	---------------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。